

第25条 基準第33条で定める車検有効期間の未経過分に対する加点は、加減点基準の車検残加点表にこれを定める。

第26条 基準第34条で定める自動車損害賠償責任保険の未経過分に対する加算は、自動車保険料率算定会が定める解約保険の返戻料率を基礎として設定された加算額をもって、加減点基準に定められた適用方法によって行う。

付 記 この基準・細則でいう「年もの」とは、算定の基準となる年に初度登録されたものを当年もの、前年中に初度登録されたものを1年ものという。

但し、登録をしなくても運行できるものについては、使用開始の年をもって初度登録年にかえる。また、年製とは、初度登録年をもって年製とする。

(基準)

第3節 個別査定

(個別査定)

第40条 基準第18条、第19条及び付記にある「協会」は、「販売店」と読み替える。

(個別査定の方法)

第41条 基準第18条の条文のうち、「客観的」とある部分は、これを適用しない。

(準拠すべき基準・様式)

第42条 基準第19条は、「所定様式の個別査定書を用いるものとする。」とし、以下は適用しない。

(様式)

第43条 細則第16条にいう基準・様式のうち、小型車に係わるものは、これを適用しない。

(加減点の点数)

第44条 個別査定を行う加減点の点数は、商品価値の増減に見合う金額とし、加減点基準にこれを定める。

(基準の準用)

第45条 基準第21条から第31条、または細則第17条から第26条までは、これを適用する。
但し、基準第29条と細則第25条は、これを適用しない。

(価格の名称)

第46条 協会用基準・細則のうち、「評価額」は、「査定価格」と読み替える。

(別表)

第47条 協会用基準・細則のうち、別表1及び2の小型車に係る部分は、これを適用しない。

車種のクラス分け

乗用車・ボンネットワゴン

クラス	メーカー名								
	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ(レクサス)	日産	ホンダ	マツダ・フォード	三菱	
特C				センチュリー LS500h LS500 LS600hL LS600h	プレジデント GT-R			ディグニティ	
特B				LS460L LS460 LC500h LC500 GS F セルシオ	シーマ(ハイブリッド) シーマ(50系)			ディグニティ(51系) ブラウディア	
特A				RC F IS F クラウンマジェスタ SC GS ソアラ(ZZ系)	シーマ	NSX(NA1,NA2) レジェンド(KC2)		デボネア(20系)	
I				クラウン クロスオーバー ウィンドム MIRAI IS RC ES クラウン コンフォート アリスト ソアラ(Z系) スーブラ(80系) オリジン トヨタ クラシック	フーガ セドリック フェアレディZ(32系) グロリア レパード	レジェンド クラリティ フェエル セル クラリティ PHEV	センティア MS-9	ディアマンテ GTO ブラウディア(51系)	
II	レガシィ(BN,BS系) レガシィ(BR,BM系)	アルティス	アルティス	HS CT SAI マークX マークXジオ カムリ コンフォート マークIIプリット プログレ アルテッツァ アルテッツァジャータ プレビス マークII ヴェロッサ	スカイライン フェアレディZ(33,34系) プレサージュ クルー ティアナ ステージア バサラ セフィーロ セフィーロワゴン ローレル	アコードハイブリッド インスパイア オデッセイ アコード(CU2系) アコードツアラー S2000 アヴァンシア セイバー ビガー	MPV RX-8 ミレーニア RX-7(FD系) MAZDA6 アテンザ(GJ系)	シャリオグランディスロイヤル	
III	キザシ	WRX STI WRX S4 レガシィ エクシーガ インプレッサXV XVハイブリッド レヴォーグ レヴォーグ レイバック インプレッサスポーツ インプレッサG4 BRZ インプレッサ(GH系) インプレッサ (1800以上)	メビウス	トヨタ チェイサー クレスト カムリ グランド クオリス	シルフィ ブルーバードシルフィ プリメーラ アベニール ラフェスタ リパティ ティエノ シルビア ブルーバード プリメーラ・カミノ プレセア 180SX アベニール・サリユール ルネッサ ブルーリリーパティ ブルーリリージョイ ブルーリリー リーフ	HONDA e ジェイド アコード CR-Z インテグラ インサイト ストリーム エディックス シビック(FD系~) オルティア S-MX アスコット アスコット・イノーバ ラフナーガ プレリウド ドマーニ トルネオ	MAZDA3 ロードスター プレマシー アテンザ アクセラ イクシオン カペラ カペラワゴン	ギャランフォルティス ギャラン グランディス ディオン エアトレック ランサーエボリューション シャリオグランディス FTO エクプリス レグナム ギャランスポーツ アスハイア RVR	
IV	SX4 ソリオ ソリオバンディッド ワゴンRソリオ スイフト イクニス エリオ カルタス クレセント ワゴンRプラス ワゴンRワイド	デックス インプレッサ トレジア ジャスティ	ブーン ブーン ルミナス クー YRV ミラジーノ1000 ストリア ハイザー トール	トヨタ パッソ セット ヘルタ デュエット カロラス/パシオ カロラランクス ファンカーゴ ブラッツ Will サイファ Will Vi カロラレビン スプリンタートレノ スプリンターカリブ スプリンター	オーリス カロラルミオン クー カロラファイナルダー カロラ ストリア ラウム ヴィッツ パッソ ラクティス イスト プロボックス サクシード bB シエンタ ポルテ スベイド iQ アクア ルーミー タンク ヤリス	ティエダラティオ ウイングロード ノート オーラ ノート キューブ キューブキュービック マーチ ティエダ サニー ルキノ カリフォルニア ADワゴン S-RV バルサー セリエ Be-1 パオ フィガロ ラシオン	グレイス シャトル フリード フリードスパイク フリード+ エアウェイブ シビック ティエダ フィット ハイブリッド フィットシャトル フィットシャトル HV モビリオ モビリオスパイク インテグラSJ CR-Xデルソル CR-X シティ ロゴ キャバ	MAZDA2 デミオ ベリサ ファミリアSワゴン ファミリア ファミリア ファミリアバミニワゴン ビジネスワゴン 100 HR-V レビュー レーザ レーザリアディア フェスティバ	ランサー コルト コルトプラス ランサーセディア ミラージュ ミラージュディンゴ リベロ リベロMVワゴン トッポBJワイド デリカD:2 アイ ミーブ
軽	アルト/アルトラバン アルト エコ セルボ ワゴンR ワゴンRスマイル スペースア パレット ツイン Kei MRワゴン MRワゴン エコ キャラ カプチーノ セルボ・モード ワークス	プレオ プラス ルクラ ステラ シフォン プレオ スペースア R2 R1 ネスタ ヴィヴィオ ピストロ レックス	ムーヴ キャンバス ウェイク キャスト ムーヴコンテ ミラ トコット ミラ ココア ミラ イース ソニカ ミラ/ミラジーノ ミリアヴィ ムーヴ/ムーヴラテ MAX コペン タント ネイキッド モデルノ オブティ エッセ	ピクシス スペース ピクシス エボック ピクシス メガ ピクシス ジョイ コペン GR SPORT	デイズ デイズルークス モコ オッティ ピノ ルークス サクラ	N BOX N BOX + N BOXラッシュ S660(エスロクロクマ ル) N-ONE N-WGN ライフ ザッツ トゥディ Z ビート	キャロル AZワゴン ラビュタ スピアーノ AZ-1 フレアワゴン フレア キャロル エコ	アイ アイ ミーブ ミニカ ekクロス ekワゴン ekカスタム ekスペース ekスポーツ ekクラッシュ ekアクティブ トッポBJ トッポ ekクロス スペース ekクロスEV デリカミニ	

クラス分け表

車種のクラス分け

キャブワゴン・セミキャブワゴン

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ(レクサス)	日産	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特C					LM				
I	ファイリー				アルファード ヴェルファイア グランエース	エルグランド	エリシオンプレステージ エリシオン		
II	コモ ファージ				ハイエース エスティマ グランビア グランドハイエース レジアス ツーリングハイエース	キャラバンコーチ キャラバン ホームー ラルゴ(W30系) NV350キャラバン		プロニー	デリカD:5 デリカスペースギア
III		ランディ		デルタ デルタ・ワイド	エスクァイア ノア ヴォクシー エミーナ ルシーダ タウンエースノア タウンエース ライトエースノア ライトエース	セレナ パネット e-NV200ワゴン	ステップワゴン	ピアンテ フレンドリー フリーダ ボンゴ ユーノスカーゴ スベクトロン	デリカスターワゴン
IV		エプリー・ランディ エプリー・プラス	ドミンゴ	アトレー7	スパークキー	NV200パネット			タウンボックスワイド
軽		エプリー・ワゴン	サンバーディアスワゴン	アトレーワゴン		クリッパーリオ	バモス バモスホビオ	スクラムワゴン	タウンボックス

オフロードタイプ(SUV)

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ(レクサス)	日産	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特C					センチュリー				
特A					LX				
I					メガクルーザー RX RZ クラウンスポーツ ランドクルーザー (300系) (200,100,80系)	サファリ			パジェロ(ロング)
II	ビッグホーン ウィザード ミュー ビークロス	グランドエスクード	ビッグホーン ソルテラ		NX UX UX300e LBX ランドクルーザープラド bZ4X ランドクルーザー70 FJクルーザー ハイラックスサーフ ハリヤー ヴァンガード クルーガー	アリア ムラーノ スカイラインクロス オーバー レグラス テラノ ミストラル	ホライゾン ジャズ	CX-8 CX-60 CX-7 トリビュート エスケープ マービー	パジェロ(ショート) チャレンジャー ジープ
III		エスクード(2.4)	フォレスター		RAV4 RAV4 PHV C-HR カローラ クロス	エクストレイル デュアリス	ZR-V CR-V クロスロード ヴェゼル(RV系)	CX-5 CX-30 MX-30 MX-30 EVモデル MX-30 RotaryEV レバンテ	アウトランダー アウトランダーPHEV RVR(GA系) エクリプス クロス パジェロイオ
IV		ジムニーシエラ ジムニーワイド クロスビー	レックス	ビーゴ テリオス ロッキー	ヤリス クロス ライズ ラッシュ キャミ	ジューク	ヴェゼル(RU系)	CX-3	パジェロジュニア
軽		ジムニー ハスラー		テリオスキッド タフト		キックス		AZオフロード フレアクロスオーバー	パジェロミニ

ボンネットバン

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	日産	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
I					クラウン	セドリック グロリア			
II					マークII				
III					カルディナ	エキスパート アベニール		カペラカーゴ	
IV			レオーネ		プロボックス サクシード カローラ スプリンター デリボーイ	ADバン AD/ADエキスパート	パートナー シビックプロ	ファミリア	ランサーカーゴ リベロカーゴ
軽		アルト スペースア ベース	プレオ ヴィヴィオ	ミラ ハイゼットキャディー			トゥデイ N-VAN		ミニカ トッポBJ トッポ

車種のクラス分け

キャブバン・セミキャブバン

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ・日野	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
Ⅱ	エルフ250				ダイナ トヨエース デュトロ				
Ⅲ	コモ ファーゴ エルフ150 エルフUT				ハイエース レジアスエース レジアス	NV350キャラバン キャラバン ホームミー e-NV200バン		フローニイ	デリカ・カーゴ
Ⅳ				ハイゼットグランカーゴ デルタ・ワイド デルタ	タウンエース ライトエース	バネット セレナ NV200バネット		ボンゴ	デリカ
軽		エブリイ	サンバー ディアス	ハイゼット アトレ ミゼットII	ピクシス バン	クリッパー NV100クリッパー	アクティ パモスホビオプロ ストリート	スクラム	ミニキャブ・ミーブ ミニキャブ プラボー

トラック

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ・トヨタ	ニッサン・UDT	日野	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
Ⅰ	エルフ450 エルフ350 エルフ250			ダイナ トヨエース デルタ3000 デルタ2000	アトラス コンドル (BP, BN系) NT450アトラス カゼット	デュトロ レンジャー (FB, BU系)		タイタン	キャンターEX キャンター
Ⅱ	エルフ250			ダイナ トヨエース デルタ2000	アトラス コンドル (BJ, BK, BM, BL系) NT450アトラス カゼット	デュトロ レンジャー2 (XZU, BU系)		タイタン	キャンター
Ⅲ	エルフ150 エルフ100 ファーゴ			ダイナ トヨエース ハイラックス ハイエース デルタ1750	アトラス ダットサン			タイタン タイタンダッシュ ボンゴプロニイ プロシード	キャンターガッツ キャンターガッツ15 ストラダ
Ⅳ				タウンエース ライトエース	バネット			ボンゴ	デリカ
軽		キャリイ	サンバー	ハイゼット ミゼットII ピクシス トラック	クリッパー	クリッパー NT100クリッパー	アクティ	スクラム	ミニキャブ・ミーブ ミニキャブ

国産車のクラス分けを準用する輸入車

クラス	メーカー名								
	いすゞ	スズキ・GM	スバル	ダイハツ	トヨタ	ニッサン	ホンダ	マツダ・フォード	三菱
特 C							NSX (NC1)		
Ⅰ					スーブラ プロナード アパロン		ラグレイト MDX		ディアマンテワゴン
Ⅱ	ウィザード ミュー				ハイラックス		オデッセイ インスパイア セイバー アコード (CV3)		エクリプススパイダー トライトン
Ⅲ			トラヴィック		アベンシス ヴォルツ	キックス	シビックタイプR シビックハッチバック エレメント アコードワゴン アコードクーペ		カリスマ エクリプス
Ⅳ		エスクード SX4 S-CROSS パレーノ スプラッシュ シボレークルーズ シボレーMW		グランマックストラック グランマックス カーゴ	タウンエース ライトエース	マイクラC+C マーチ (13系) ラティオ	WR-V フィットアリア シビックGX シビックタイプR (EP3) シビッククーペ	ボンゴバン ボンゴトラック	ミラージュ


クラス分けとクラス係数 (輸入車)

クラス	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		イタリア		スウェーデン・スペイン・韓国・中国		クラス係数	
	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル	ブランド	モデル		
IV	フォード	マスタング	ランドローバー	フリーランダー	アウディ	A4, A5	ルノー	コレオス	アルファロメオ	150シリーズ	ボルボ	S40	1.7	
	"	エスケープ	"	イヴォーク	"	TT	"	アルカナ	"	ジュリア	"	S60 (現行モデル)		
	シボレー	カマロ	ジャガー	ディズカバリアススポーツ	"	S1, S3, SQ2	アジオー	メガーヌ R.S.	"	ステルピオ	"	V60, 50, 40		
	"	トレイルブレイザー	"	XE	"	RS3	"	500シリーズ	"	トナレ	"	XC40		
	"	トラバース	"	E-PACE	"	RS Q3	"	5000シリーズ	アバルト	124X/141ター	"	C40		
	"	キャブテイバ	"	"	Q4 e-tron	"	408	5000シリーズ	ファイアット	(ロードスター-OEM)	"			
	クライスラー・ジープ	チェロキー	BMW	3シリーズ	シトロエン	C5, C5X	DS5	5000シリーズ						
	"	ラングラー	"	Z4	ディーエス	DS7		408						
	"	コマンド	"	X1, X2, X3, X4	"			DS7 クロスバック						
	キャデラック	SRXクロスオーバー	"	iX3, iX1	"									
"	ATS	"	4シリーズ	"										
"	XT4	"	i4	"										
GM/ハマー	H3	"	M135i, M140i	"										
テスラ	モデル3, モデルY	"	M235i, M240i	"										
V	クライスラー・ジープ	コンパス	フォード	クローガ	アウディ	A1, A3	ルノー	ルーテシア	ファイアット	アムトシリーズ	ボルボ	C30	1.3	
	"	レネゲード	"	Q2, Q3	"	Q2, Q3	"	メガーヌ	"	トプロ	"	EX30		
	シボレー	HHR	BMW	1シリーズ	"	1シリーズ	"	ウインド	アルファロメオ	ミト	BYD	アット3		
	"		"	2シリーズ	"	i3	"	キャブチャャー	"	ジュリエッタ	"	トルフィン		
	"		ミニ (BMWミニ)	オールモデル	"	ミニ	"	カンゲー	"		"	アイオニック5		
	"		VW	ゴルフシリーズ	アウディ	Q5	アジオー	200シリーズ				コナ		
	"		"	ゴルフシリーズ	"	Q5	"	300シリーズ						
	"		"	ゴルフシリーズ	"	Q5	"	RCZ						
	"		"	ゴルフシリーズ	"	Q5	"	2000シリーズ						
	"		"	ゴルフシリーズ	"	Q5	"	3000シリーズ						
VI	シボレー	ソニック	ローバー	ミニ	フォード	GLA	ルノー	トロイゴ	ファイアット	バンダシリーズ			1.0	
	クライスラー	イブロン	"	UP	"	GLA	"	"	"	500, 500e				
	"		スマート	スマート	"	GLA	ディーエス	"	"	500X				

※メルセデス・ベンツ AMG、ビー・エム・ダブリュ アルピナ、ファイアットアバルトは各同クラスの1ランク上を適用。

◎表示記号解説

状態	傷	凹凸	曲がり	波跡	さび	腐食	亀裂 破れ	穴	交換	変色 退色	跡	文字
略称 記号	A	U	B	W	S	C	T	H	X	P	M	L

※修復歴の表示方法は、該当箇所に修復歴マーク—Mを記入する。

外板価値減点①は—XM①、外板価値減点②は—XM②を記入する。

◎表示記号解説

項 目	外 装 減 点 (パネル単位)	表 示 記 号
価値減点	①波状の修理跡 ②交換跡	W10 XM10
塗 装	①傷 ②さび ③変色、退色 ④文字 ⑤指定色（※特記欄記載） ⑥テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着（※特記欄記載）	カードサイズ 未満 小 大 A10 ・ A20 ・ A30 S10 ・ S20 ・ S30 P10 ・ P20 ・ P30 L10 ・ L20 ・ L30 — — P30 P10 ・ P20 ・ P30
板 金	①凹み ②傷を伴う凹み ③取外し穴 ④腐食 ⑤波状の修理跡があり、仕上げ悪く補修が必要	カードサイズ 未満 小 大 U10 ・ U30 ・ U50 UA10 ・ UA30 ・ UA50 — H30 ・ H50 — C30 ・ C50 — W30 ・ W50
交 換	①板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 ②凹凸がしわ状になっているもの ③パネルのフレームが曲がっているもの ④波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの ⑤腐食（4個以上）、1cm以上の腐食のあるもの ⑥取外し穴でカードサイズ以上のもの ⑦亀裂でカードサイズ以上のもの	UX70 UX70 BX70 WX70 CX70 HX70 TX70
複合する 場合	①価値減点と価値減点（波状の修理跡と交換跡がある場合） ②修理減点と価値減点（波状の修理跡） ただし、減点数が板金〔大〕を超えた場合 ③板金減点と塗装減点（※板金記号を先に記入する） ただし、減点数が板金〔大〕を超えた場合	W10、XM10 と記入 U30、W10 と記入 U50、W と記入 UA30・UA50 と記入 UA50 と記入

2. アルミホイールの評価

1) 減点

価値減点：うすいすり傷、くすみは価値減点とする。

交換：傷、腐食、亀裂、変形等欠陥のあるもの、デザイン、サイズ、規格の異なるものは交換

ホイールの径	19以上	18	17	16	15	14	13以下
1本分の価値減点	12	10	8	7	6	5	5
1本分の交換点数	47	38	32	29	23	21	20

オプション装備車は、4本セットで加点をし、その後減点する。

2) オプション装備の場合の加点

JWL、VIAマーク付きのもので、デザイン、サイズ、規格が揃っているものは4本セットで加点する。

加点

インチ\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
19以上	90	70	50	30
18	80	60	40	20
17	70	50	30	10
16	60	40	20	5
15	45	25	15	0
14	40	20	10	0
13以下	35	15	5	0

3. 保証書・整備手帳・取扱説明書の評価

1) 保証書、整備手帳、取扱説明書が3点とも備え付けられている場合はセットで10点を加点する。

2) 備え付けられていない場合の減点

	保証書・整備手帳		取扱説明書
	当～5年	6年～	全 年
特・I・II	40	30	5
III・IV・軽	20	10	

細則 1. 保証書・整備手帳・取扱説明書の原本が確認できなかった場合は減点の扱いとする。

2. 汚損、破損の認められるものは減点の扱いとする。

ただし、個人情報欄の目隠し、カット等の処理は「汚損、破損」には該当しない。

4. 走行キロの評価

走行キロの評価は適用表に基づき加減点を行う。(基本価格×加減率)

細則

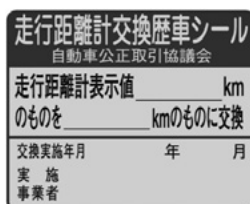
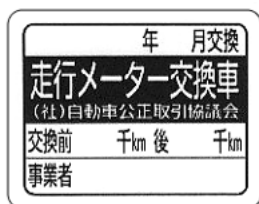
1. 走行キロ加減点は原則として積算計の走行キロ数によって行う。
2. 自動車検査証等記載の車検時の走行キロ、定期点検記録簿、オイル交換及び各エレメント類交換ラベル等から推定走行キロ数が特定できる場合は、推定走行キロ数によって加減点を行う。

(例)

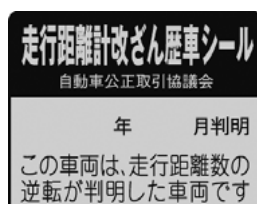
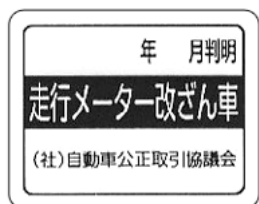
推定走行キロ数 = 定期点検時の走行キロ数 + (1,000km × 定期点検後の使用経過月数)

但し、推定走行キロ数が特定できない場合は、商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する。

3. メーター交換のシール貼付車の取扱い
実走行キロ数(交換前の走行キロ数 + 現車走行キロ数)により加減点



4. メーター改ざんのシール貼付車の取扱い
 - 1) 推定走行キロ数が判るもの
推定走行キロ数減点 + 商品価値減点(基本価格の10%以内)を減点する
 - 2) 推定走行キロ数が判らないもの
商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する



5. 使用経過月数の計算
使用月数の計算は初度登録年月の翌月から起算して査定年月までの月計算(足掛け)とする。
また、当月内の1ヵ月未満は0ヵ月とする。

例 査定年月日 平成29年11月10日
- 初度登録年月 平成26年 4月(22日)
3年 7月 ……………43ヵ月

6. 走行キロ加減点 計算方式
基本価格 × 加減率

[計算例]

1,150千円(基本価格) × 5%(適用表より) = 57.5

小数点以下第一位を四捨五入して = 58

7. EV・HV、FCV等の走行キロ評価は、クラスごとに加減率を適用する。
8. 特装車の走行キロの評価について
乗じる際の基本価格は、特装車の基本価格とする。

12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加点点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その8） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	6	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12
		2t 超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	11	13	14
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	14	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28
		2t 超え	16	17	19	20	21	23	24	26	27	29	30	32

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	11	13
		2t 超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	12	13	15

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17

自賠償残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日～令和5年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	7	7	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11
		2t 超え	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	12	13
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	8	9	10	10	11	12	13	13	14	15	16	16	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	12	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25
		2t 超え	14	16	17	18	20	21	22	24	25	26	28	29

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	12
		2t 超え	0	0	1	3	4	5	7	8	9	11	12	13

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	6	7
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	8	9	9	10	11	11	12	13	14	14	15	16

自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		2t 超え	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14

4. 走行キロの評価

走行キロの評価は適用表に基づき加減点を行う。(基本価格×加減率)

細則

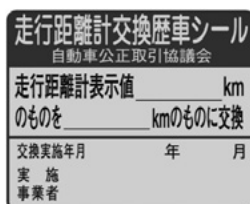
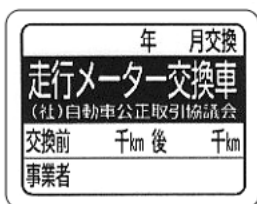
1. 走行キロ加減点は原則として積算計の走行キロ数によって行う。
2. 自動車検査証等記載の車検時の走行キロ、定期点検記録簿、オイル交換及び各エレメント類交換ラベル等から推定走行キロ数が特定できる場合は、推定走行キロ数によって加減点を行う。

(例)

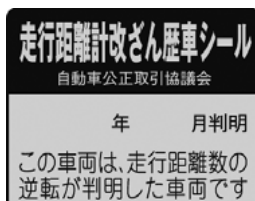
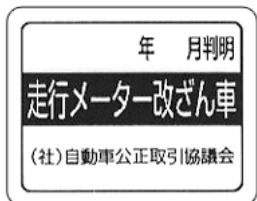
推定走行キロ数 = 定期点検時の走行キロ数 + (1,000km × 定期点検後の使用経過月数)

但し、推定走行キロ数が特定できない場合は、商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する。

3. メーター交換のシール貼付車の取扱い
実走行キロ数(交換前の走行キロ数 + 現車走行キロ数)により加減点



4. メーター改ざんのシール貼付車の取扱い
 - 1) 推定走行キロ数が判るもの
推定走行キロ数減点 + 商品価値減点(基本価格の10%以内)を減点する
 - 2) 推定走行キロ数が判らないもの
商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する



5. 使用経過月数の計算
使用月数の計算は初度登録年月の翌月から起算して査定年月までの月計算(足掛け)とする。
また、当月内の1ヵ月未満は0ヵ月とする。

例 査定年月日 平成29年11月10日
 一) 初度登録年月 平成26年 4月(22日)
 3年 7月 ……………43ヵ月

6. 走行キロ加減点 計算方式
基本価格 × 加減率

[計算例]

1,150千円(基本価格) × 5%(適用表より) = 57.5

小数点以下第一位を四捨五入して = 58

7. EV・HV、FCV等の走行キロ評価は、クラスごとに加減率を適用する。
8. 特装車の走行キロの評価について
乗じる際の基本価格は、特装車の基本価格とする。

輸入車

表1 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

走行 km (千)	使用経過月数																					走行 km (千)					
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96	97 102		103 108	109 114	115 120	121 (上限)	
5				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	5	
10	-3	-2				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	10	
15	-6	-5	-3				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15	
20	-9	-8	-6	-3					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	
25	-12	-11	-9	-6	-3	-2					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	25		
30	-15	-14	-12	-9	-6	-5	-3	-2						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	30	
35	-20	-19	-17	-14	-11	-10	-8	-7	-4	-3	-2							3	4	5	6	7	8	9	10	11	35
40	-25	-24	-22	-19	-16	-15	-13	-12	-9	-8	-7	-4	-3							4	5	6	7	8	9	40	
45	-30	-29	-27	-24	-21	-20	-18	-17	-14	-13	-12	-9	-8	-5	-4	-3										45	
50	-35	-34	-32	-29	-26	-25	-23	-22	-19	-18	-17	-14	-13	-10	-9	-8	-5	-4								50	
55	-40	-39	-37	-34	-31	-30	-28	-27	-24	-23	-22	-19	-18	-15	-14	-13	-10	-9	-5	-4						55	
60	-45	-44	-42	-39	-36	-35	-33	-32	-29	-28	-27	-24	-23	-20	-19	-18	-15	-14	-10	-9	-6	-5	-4	-3	-2	60	
65	-50	-49	-47	-44	-41	-40	-38	-37	-34	-33	-32	-29	-28	-25	-24	-23	-20	-19	-15	-14	-11	-10	-9	-8	-7	65	
70	-55	-54	-52	-49	-46	-45	-43	-42	-39	-38	-37	-34	-33	-30	-29	-28	-25	-24	-20	-19	-16	-15	-14	-13	-12	70	
75	-60	-59	-57	-54	-51	-50	-48	-47	-44	-43	-42	-39	-38	-35	-34	-33	-30	-29	-25	-24	-21	-20	-19	-18	-17	75	
80	↑	-60	-60	-59	-56	-55	-53	-52	-49	-48	-47	-44	-43	-40	-39	-38	-35	-34	-30	-29	-26	-25	-24	-23	-22	80	
90	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	-54	-53	-52	-49	-48	-45	-44	-43	-40	-39	-35	-34	-31	-30	-29	-28	-27	90	
100	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-58	-57	-54	-53	-50	-49	-48	-45	-44	-40	-39	-36	-35	-34	-33	-32	100	
110	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-55	-54	-53	-50	-49	-45	-44	-41	-40	-39	-38	-37	110	
120	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-55	-54	-50	-49	-46	-45	-44	-43	-42	120	
130	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-55	-54	-51	-50	-49	-48	-47	130	
140	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-56	-55	-54	-53	-52	140	
150	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	150	
160	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	160	
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	170	
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	180	
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190	
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190超 (上限)	

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

改造項目	注 意 点
フォグランプ	色、個数、高さ
前照灯	色、個数
サスペンション	スプリング切断
方向指示器	色、点滅回数
マフラー	消音器、触媒装置取外し
タイヤ	車体外側への突出し
警音器	ミュージックホーン
回転灯	色
電光看板	色
その他	

7. 商品価値加減点

1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

3) 減点（基本価格×減点率）

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特 別 な 例	減点率
長期放置車	10%以内
ネームプレートの無いもの	20 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %
職権打刻車	30 %
冠水車（フロアまで）	50 %
％（クッション上部以上）	70 %
火災車（エンジンルーム）	50 %
％（半焼）	70 %
自殺車	70 %

8. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

1) 乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

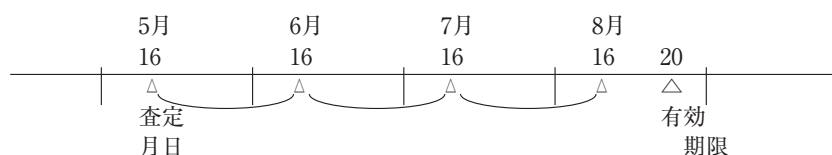
クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠責の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠責を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

9. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その8） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

自賠責残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日～令和5年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13

自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

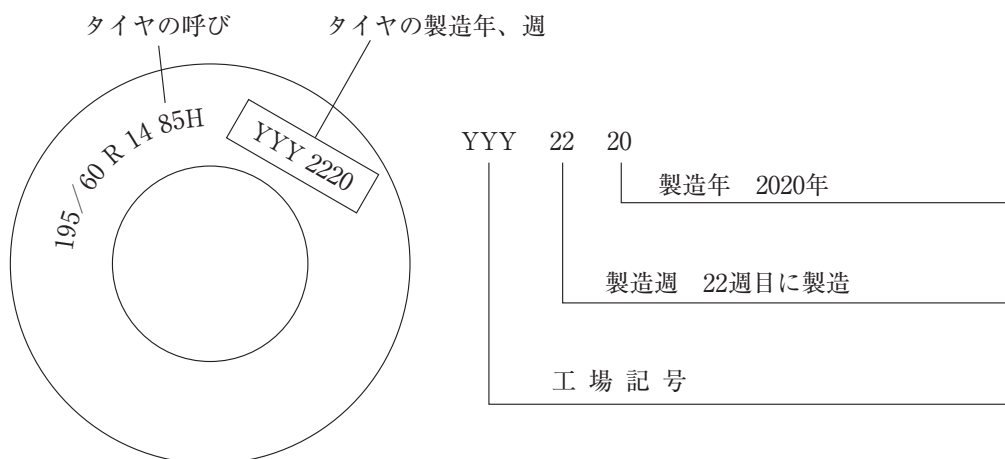
参 考

1. 自動車用窓ガラスの製造年月の見方

社名	旭硝子(株)	日本板硝子(株)	セントラル硝子(株)																																																																																																								
製 造 年 月	製造年 △△△ 0 1 2 3 4 A S A H I △△△ 5 6 7 8 9	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">製造年</th> <th colspan="2">製造月</th> </tr> <tr> <th>西暦年</th> <th>ポイント位置(A)</th> <th>ポイント位置(B)</th> <th>ポイント位置(C)</th> <th>備考</th> <th>月</th> <th>ポイント位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>△△△1</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>△△△2</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>△△△3</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>3</td><td>(3)</td></tr> <tr><td>△△△4</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>4</td><td>(4)</td></tr> <tr><td>△△△5</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>5</td><td>(5)</td></tr> <tr><td>△△△6</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>6</td><td>(6)</td></tr> <tr><td>△△△7</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td>7</td><td>(7)</td></tr> <tr><td>△△△8</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>8</td><td>(8)</td></tr> <tr><td>△△△9</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>9</td><td>(9)</td></tr> <tr><td>△△△0</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>10</td><td>(10)</td></tr> <tr><td colspan="7">以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。</td></tr> <tr><td colspan="7">11 (11)</td></tr> <tr><td colspan="7">12 (12)</td></tr> </tbody> </table> <p>〈例〉</p> <p>製造年月の表示位置</p> <p>(A) ~ (D) は、製造年のポイント表示位置を示す。 (1) ~ (12) は、製造月のポイント表示位置を示す。</p>	製造年				製造月		西暦年	ポイント位置(A)	ポイント位置(B)	ポイント位置(C)	備考	月	ポイント位置	△△△1	●				1	(1)	△△△2	●				2	(2)	△△△3		●			3	(3)	△△△4			●		4	(4)	△△△5	●	●			5	(5)	△△△6	●		●		6	(6)	△△△7	●			●	7	(7)	△△△8			●	●	8	(8)	△△△9		●	●		9	(9)	△△△0		●		●	10	(10)	以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。							11 (11)							12 (12)							製造年 △△△ 0・CENTRAL: 9 8 △△△ 1 2 3 4 5 6 7
	製造年				製造月																																																																																																						
	西暦年	ポイント位置(A)	ポイント位置(B)	ポイント位置(C)	備考	月	ポイント位置																																																																																																				
	△△△1	●				1	(1)																																																																																																				
△△△2	●				2	(2)																																																																																																					
△△△3		●			3	(3)																																																																																																					
△△△4			●		4	(4)																																																																																																					
△△△5	●	●			5	(5)																																																																																																					
△△△6	●		●		6	(6)																																																																																																					
△△△7	●			●	7	(7)																																																																																																					
△△△8			●	●	8	(8)																																																																																																					
△△△9		●	●		9	(9)																																																																																																					
△△△0		●		●	10	(10)																																																																																																					
以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。																																																																																																											
11 (11)																																																																																																											
12 (12)																																																																																																											
	製造月 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1・TEMPERLITE・12	製造月 3 4 5 6 7 8 9 10 2・TEMPALEX・11 1 12																																																																																																									
	3 4 5 6 7 8 9 10 2・LAMISAFE・11 1 12	製造月 3 4 5 6 7 8 9 2・LAMILEX : 10 11 1 12																																																																																																									

西暦	2007	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
和暦	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4

2. タイヤの製造年、週の見方



3. 冠水車の定義

集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したものの、または、その痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの。

1. 通常の使用では発生しない箇所にさび・腐食がある。

- ア) シートのスライドレール、スプリング、レールの取付けボルト
- イ) ペダル類のブラケット、リターンスプリング
- ウ) ステアリングポスト付近
- エ) センターコンソール取付けボルト
- オ) ドアトリムボードの金属部分（確認には内張り取り外しが必要）
- カ) シートベルト取付けボルト
- キ) フロア（確認にはリヤシート取り外しが必要）
- ク) ワイヤハーネスのコネクタ
- ケ) シガーライター

2. 通常の使用では付着しない汚れ・シミがある。

- ア) 粉末状の汚れ（ドロ水が乾いて粉末状になったもの）
フロア、マット、シートレール、シート、ドア内、メーター類、ヒーターダクト、ワイヤハーネスのコネクタ、ヒューズボックス等
- イ) 水位跡
シートベルト、内張り、シート

3. ドロ又はカビの臭い

- ア) 室内
- イ) エアコン作動時

室内フロア以上に浸水したものの又は、上記 1、2、3のうち、複数以上の痕跡が確認できるものは、冠水車として取り扱うことができる。

冠水車に表われやすい特徴

・ドア内張り

- 1. ドア内張り内シーリングスクリーンのはがし跡
- 2. 接着剤（ブチルゴム）に粉末状の汚れ
- 3. 各トリム類の製造年月と初度登録を確認

・エンジンルーム

- 1. シリンダブロック及びヘッドカバーボルトのさび
- 2. アルミ製部品の腐食、変色
- 3. ラジエータコアサポート、エアコンコンデンサの変色、粉末状の汚れ

・電装

- 1. オルタネータ及びエアコンコンプレッサーの腐食
- 2. 各電装関係の作動不良（パワーウインド、ナビ、オーディオ等）
- 3. 計器類各パイロットランプ異常（ABS・エアバッグ・触媒センサ等）
- 4. レンズ内の粉末状の汚れ、変色
- 5. ヘッドランプ反射鏡のくもり

・トランクルーム

- 1. 工具格納トリムボードの変形
- 2. 工具・ジャッキのさび、粉末状の汚れ
- 3. トランクマット及び内張りの交換跡
- 4. トランクルーム内のさび、臭い

・その他

- 1. エンジンオイル、AT車のトルコンフルード変色、白濁
- 2. 検査証等、自賠責保険証の汚れ又は再発行
- 3. 取扱説明書、整備手帳の汚れ又は欠品

中古自動車査定基準〔I〕

昭和54年	7月27日	初版
昭和59年	3月29日	改版
昭和63年	3月30日	
平成 3年	11月26日	
平成 7年	12月 1日	
平成12年	3月28日	
平成13年	12月 7日	
平成16年	6月17日	
平成16年	12月 2日	
平成17年	3月29日	
平成18年	3月29日	
平成19年	3月29日	
平成20年	3月28日	
平成21年	3月27日	
平成22年	3月30日	
平成23年	3月30日	
平成24年	9月25日	
平成25年	3月22日	
平成26年	3月25日	
平成27年	3月24日	
平成28年	3月23日	
平成29年	3月22日	
平成30年	3月23日	
平成31年	3月25日	
令和 1年	8月 1日	
令和 2年	3月24日	
令和 3年	3月23日	
令和 4年	3月22日	
令和 5年	3月22日	
令和 6年	3月22日	

発行元 一般財団法人 日本自動車査定協会
印刷所 (株)日立ドキュメントソリューションズ

一般財団法人 日本自動車査定協会
〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目34番4号
KCビル3階
電話 (03) 5776-0901(代)